

(別紙)

主な改正の概要(平成29年9月1日適用)

関税率表解説

HS番号	品目	概要
第29.09項	ペルオキシケタール	ペルオキシケタールはケトンペルオキシド(第29.09項)としてではなく、第29.11項に分類されることを明確化。
第94.01項	腰掛け用のカバー	腰掛けに恒久的に取り付けられる座面又は背もたれのカバーが腰掛けの部分品として分類されることを明確化。

分類例規第1部(国際分類例規)

HS番号	品目	概要
第1209.91号	播種用の種子	とうがらし属の播種用の種子について、野菜の種として第1209.91号に分類(通則1及び6)。
第1602.50号	チリシチュー	牛肉、野菜、チョコレート等を含む調製したチリシチューについて、牛肉調製品として第1602.50号に分類(通則1及び6)。
第1704.90号	せき及びのど用の錠剤	砂糖、香料等から成るせき及びのど用の錠剤について、他の砂糖菓子として第1704.90号に分類(通則1及び6)。
第1806.90号	チョコレート菓子	プラスチック製の容器入りのチョコレート菓子について、チョコレート菓子として第1806.90号に分類(通則1、3(b)及び6)。
第2106.90号	ブラックマルベリーの葉	お茶用のブラックマルベリーの葉について、他の調製食料品として第2106.90号に分類(通則1及び6)。
第3207.10号	セラミックインク	インクジェット装置用のセラミックインクについて、調製顔料等に類する調製品として第3207.10号に分類(通則1及び6)。
第5407.20号	管状織物	見掛け幅が5ミリメートル以下のプラスチックのストリップで作られた管状の織物は、合成纖維の長纖維の糸の織物として第5407.20号に分類(通則1及び6)。
第6109.10号 第6110.30号	衣類	通常よりも丈が短い女子用の衣類について、Tシャツ又はブルオーバーとして分類(通則1及び6)。
第8418.69号	屋外キャビネット	冷蔵機能を備えた屋外キャビネットは、冷蔵用の機器として第8418.69号に分類(通則1、3(b)及び6)。
第8479.89号	サイロ	温度制御システム、ファン等を備えたサイロは、固有の機能を有する機械として第8479.89号に分類(通則1及び6)。

主な改正の概要(平成29年9月1日適用)

HS番号	品目	概要
第8482.40号	軸受	針状ころ及び保持器を組み合わせた軸受について、針状ころ軸受として第8482.40号に分類(通則1及び6(第84類注4))。
第8543.70号	ホール素子	磁気を感じて電流を発生させるホール素子について、固有の機能を有する電気機器として第8543.70号に分類(通則1及び6)。
第8609.00号	チューブバンドルコンテナ	圧縮天然ガスの輸送に使用する多数のシリンダーをコンテナと同じ寸法の外枠に収め、トレーラー等に取り付けられるようにしたものについて、コンテナとして第8609.00号に分類(通則1)。
第8711.60号	1人乗りの二輪電気駆動式輸送装置	操作者の姿勢の変化によって前進、後退等の動作を制御する1人乗りの二輪電気駆動式輸送装置は、モーターサイクルとして第8711.60号に分類(通則1及び6)。
第8907.90号	浮き構造物	プラスチック製のキューブを相互に接続したサブアセンブリーで、組み合わせてより大きな構造物を構成するものについて、浮き構造物として第8907.90号に分類(通則1及び6)。
第9021.10号	インプラントに使用するねじ	インプラントに使用するチタン製のねじは、はん用性の部分品として第81.08項ではなく、整形外科用機器として第9021.10号に分類(通則1及び6)。
第9401.90号	自動車の腰掛け用のカバー	特定の自動車用の腰掛けに恒久的に取り付けられるカバーについて、腰掛け用の部分品として第9401.90号に分類(通則1及び6)。
第9403.60号	イーゼル	床又は地面に置いて使用するように設計したイーゼルは、木製家具として、第9403.60号に分類(通則1(第94類注2)及び6)。
第9503.00号	玩具	チョコレート菓子が入った容器に玩具のファンが取り付けられた物品について、全体を一括して玩具として第9503.00号に分類(通則1(第95類注4))。
第9504.50号	バーチャルリアリティーセット	ビデオゲームコンソールのスクリーンを立体視できるヘッドセット及びその附属品を取りそろえて小売用の箱に詰めて提示される物品について、ビデオゲーム用の機器として第9504.50号に分類(通則1(第95類注3)3(b)及び6)。